

## 福岡市建築物火災安全改修事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、既存建築物の火災安全対策に係る改修工事に要する費用に対し、予算の範囲内でその一部を補助することで、既存建築物の防火上・避難上の安全性の向上を図ることにより、火災に強い安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 火災安全改修 二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して防火上・避難上安全な構造とするために行う改修のうち次に掲げるものをいう。

ア 直通階段の増設

イ 避難上有効なバルコニーの設置

ウ 直通階段と一定程度離隔した別方向の位置にある居室や廊下等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。以下同じ。）

エ 直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化

(2) 火災安全改修ガイドライン 「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和 6 年 4 月 2 日付け国住指第 1 号別紙）をいう。

(3) 所有者等 補助対象建築物の所有者、管理者又は占有者をいう。

### (補助対象建築物)

第 3 条 補助対象建築物は、本市の区域内に存する建築物で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 国、地方公共団体及び独立行政法人並びに国又は地方公共団体の出資等を受けた法人の所有でないもの

(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の確認済証の交付を受けた建築物であること

(3) 法その他の建築に関する法令に違反していないこと

(4) 住宅以外の用途で、3 階以上の建築物であること

(5) 火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として次のいずれかの要件に該当するものであること

ア 直通階段が 1 つである建築物であること

イ 直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物であること

### (補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること
  - (2) 市税の滞納がないこと
  - (3) 当該改修事業に関し、本要綱に基づく補助金又は当該改修事業と同様の他事業に基づく補助金の交付を受けていないこと
- 2 本要綱による補助金の交付対象者は、公募により募集する。

(補助金交付対象者の除外)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助金交付の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。第3号において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金交付対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、補助金交付対象からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助金交付対象者に対し当該申請又は当該補助金交付対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、火災安全改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即したものになること。

(補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる補助金額は、別表のとおりとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、福岡市建築物火災安全改修事業補助金事前協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 現況図（付近見取図、配置図、平面図、断面図等）
- (2) 改修計画図（火災安全改修の部位を示した図等）
- (3) 改修計画書（工程及び工事の種別毎の経費等）
- (4) 建築物の登記簿謄本
- (5) 申請に係る建築物の賃借人であることを示す書類（申請者が当該建築物の賃借人である場合に限る。）
- (6) 補助事業を行うことについて、申請に係る建築物の所有者の同意を得たことを証する書類（申請者が、当該建築物の複数の所有者のうち1人、当該建築物の賃借人又は当該建築物に係る管理組合等である場合に限る。）

(7) 市税の納税証明書（申請者が管理組合等である場合を除く。）

(8) 申請に係る建築物の確認済証の写し又はこれに代わる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に基づく事前協議書の提出があった場合は、その内容を審査し、その内容に不備等があると認められるときは、その補正や追加資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項に基づく事前協議の結果、事前協議及び事前協議書の内容について不備等がないと認める場合は、提出された事前協議書に協議済みの旨を記載し、補助金の交付を受けようとする者に事前協議書の写しを交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書（様式第2号）に、前条第3項の規定により交付された事前協議書の写しを添付し、事業実施前に市長へ提出しなければならない。

2 申請者は、第1項の規定による申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理した後にこれを審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により同申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同通知の後に補助事業に着手するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象者は、前条の規定による補助金交付決定を受けたのち、補助事業を中止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助対象者は、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、補助金交付変更通知書（様式第7号）により当該補助対象者に通知するものとする。
- 3 第1項中の「軽微な変更」は次に掲げるものとする。ただし、補助事業の目的に変更がない場合に限る。
  - (1) 補助額の変更を伴わないものであり、かつ、火災安全改修を行う部位の配置、材料、構造の大幅な変更を伴わないもの
  - (2) 工程の大幅な変更を伴わないもの
- 4 前項の軽微な変更該当する補助事業の内容を変更するときは、補助金交付軽微な変更申請書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。

（完了実績の報告）

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書（様式第9号）に以下に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の施工前後の状況がわかる写真（件名、撮影部位及び撮影日付を記入した黒板（白板）を写し込んだもの）
- (2) 経費の内訳（改修工事費用の額並びに工事の種別毎の内訳をいう。）を記載した書類
- (3) 当該補助事業に係る契約書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助対象者は、第1項又は第2項の規定による完了実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

4 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助対象者は、第1項の規定による完了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、完了実績報告書を受理した後にこれを審査し、適正に補助事業が実施されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けた後に補助金を請求するため、補助金交付請求書（様式第12号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、第 13 条の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書（様式第 14 号）により行うものとする。

(書類の整理)

第 17 条 補助対象者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後、適正に保存しなければならない。

(補助事業者等の義務)

第 18 条 補助対象者及び補助対象建築物の所有者（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業の完了後においても、当該補助対象建築物を常時適正に維持保全しなければならない。

2 補助対象者が補助事業の対象となる建築物の所有者であって、当該建築物に賃借人がいる場合は、補助事業の完了後に当該賃借人に対して火災安全改修ガイドラインの周知を図らなければならない。

(指導・監督等)

第 19 条 市長は、補助事業者等に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な助言、勧告等を行うことができ、補助事業者等はこれに協力しなければならない。

補 則

この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。